



目次

1. 今月のハイライト	p.1
2. 各国税務ニュース(2022年5月31日時点)	p.1 -4
インドネシア タイ ベトナム フィリピン シンガポール マレーシア オーストラリア	
3. セミナー情報	p.4 -5
ASEAN 地域 シンガポール オーストラリア	
4. 各国問い合わせ先	p.5

今月のハイライト

- マレーシアにて、内国歳入庁が税務調査フレームワークの改訂版を発行しました。一般税務調査(移転価格調査を除く)の更正税額に対するペナルティは一律 45%でしたが、改訂により、更正が 1 回目の場合は 15%、2 回目は 30%、3 回目以降は 45%に変更されました。なお、法解釈の相違を原因とする更正の場合、ペナルティは課せられないこととなります。
- フィリピンの内国歳入庁は 2022 年 5 月 30 日、調査官による納税者オフィスへの訪問および税務調査開始通知書発行の一時停止を公表しました(有効期間の明記なし・再開の通達が発行されるまで当措置は継続予定)。過去の政権移行時にも同様の措置がとられたため、今回も一時停止の解除は新政権発足後の 2022 年 6 月 30 日以降になると想定されます。
- インドネシアでは HPP 法に基づき、特定の商品・サービスについて実効 VAT 税率となる「最終」VAT 率に関する規則、VAT インボイス要件の変更、クリプト資産取引やフィンテック活動に関する税務上の取り扱いの公表がありました。

各国税務ニュース(2022年5月31日時点)

インドネシア 「最終」VAT 体制



付加価値税(VAT)の税率が 10%から 11%に引き上げられただけでなく、HPP 法により「最終」VAT 税率に関連する仕組みが強化されました。この点に関して財務大臣は、HPP 法第 9A 条に基づき、この「最終」VAT 制度に関するいくつかの施行規則を発行しており、2022 年 4 月 1 日付で適用されました。

この制度では、現行の VAT 税率に所定の割合を乗じたものが実質的な「最終」VAT 税率となります。課税標準は、特に明記されていない限り、一般に小売販売価格となります。「最終」VAT 制度では、納品に関連する商品またはサービスの取得に関するインプット VAT は控除することができません。

クリプト資産取引の税務上の取り扱い

2022年3月30日、財務大臣はクリプト資産(暗号資産)取引に関するVATおよび所得税の取り扱いをまとめたPMK-68を発布しました。クリプト資産とは、暗号技術、ピアツーピア(P2P)ネットワーク、分散型台帳を利用し、新しいユニットの作成管理、取引の検証、他の当事者の関与がない取引の確保を行うデジタル資産の形をした無形商品と定義されます。

フィンテック活動の税務上の取り扱い

2022年3月30日、財務省はPMK-69を発行し、ピアツーピア(P2P)融資における利息収入の所得税の取り扱いや、ファイナンシャル・テクノロジー(フィンテック)活動のVATの取り扱いを規定しました。フィンテックとは、金融システムにおいて技術を利用し、金融・財政システムの安定性、決済システムの効率性、継続性、安全性、信頼性に寄与する製品、サービス、技術、新しいビジネスモデルを生み出す活動を指します。

政府との取引に係る税制

2022年3月30日、財務大臣は以下の規則を発表しました。

a) 政府機関への物品・サービスの調達における「税徴収者としてのその他の当事者」の指定と税務コンプライアンス手続に関するPMK-58

b) 政府機関の税務登録および税務コンプライアンス手続に関するPMK-231を修正するPMK-59

PMK-58およびPMK-59で意図されている政府機関は、政府活動を行うために国家予算を使用する権限を持つ中央、地方および地方自治体の政府機関で構成されています。

本TaxFlashでは、対象となる取引における第22条所得税、VATの徴収などについて解説しています。

VAT インボイス

2022年3月31日、国税総局(DGT)は、VATインボイスの手配に関するPER-03を発行し、2022年4月1日から適用されました。PER-03は、主にVATインボイスに関連する従来の規則をまとめたもので、従来の規則では対応できていなかったオムニバス法で導入された新しい規則との整合性を確保するため、いくつかの変更が加えられています。

VATインボイスに記載が必要な追加情報、VATの一元化制度におけるVATインボイスの住所、「最終」VAT取引に使用される新しい取引コードなどについて解説しています。

タイ



[PwC Tax Insight #12/2022: Justifiable grounds for certain transactions at lower than market value](#)

2022年4月28日、歳入局は通達No.Paw160/2565を発行し、市場価格を下回る価格で資産をリースする場合において正当な理由があるとみなされる一定の事由を明らかにしました。

[PwC Tax Insight #13/2022: Tax exemption for certain subsidies obtained by corporate entities](#)

2022年5月25日、勅令第747号が施行され、政府機関より一定の補助金を受けている法人に対し、法人所得税法上、免税とする扱いが認められました。

Tax Insight(英文)については、日本語翻訳版を発行する予定です。PwCタイの [PwC Tax & Legal Insights](#) のウェブページをご参照ください。

ベトナム



税金および土地使用料の支払い期限の延長

2022年5月28日、特定の事業を営む会社に対しては2022年度の税金および土地使用料の支払い期限の延長を認める政令第34号が公表されました。対象事業を営む会社は、法人税、VATおよび土地使用料について3カ月から6カ月の支払い期限の延長が認められます。

なお、当該支払い期限の延長を適用するためには、所定のフォーマットによる事前申請が必要となります。

フィリピン



税務調査開始通知書の発行の一時停止

内国歳入庁(BIR)は2022年5月30日にRMC No. 77-2022を発行し、BIR調査官による納税者オフィスへの訪問および税務調査開始通知書発行の一時停止を公表しています。有効期間が明記されていないため、再開の通達が発行されるまで当該措置は継続することになります。一時停止措置の理由については明らかにされていませんが、2016年の政権移行時にも同様の措置がとられたため、今回も一時停止の解除は新政権発足後の2022年6月30日以降になると想定されます。

シンガポール



5月のシンガポール税制アップデート

単独のファミリーオフィスが管理するファンドに対するタックスインセンティブ制度の更新

シンガポール金融管理局(MAS)は単独のファミリーオフィスが管理するファンドが受けられるSection 13O(以前のSection 13R)スキームおよびSection 13U(以前のSection 13X)スキームの各タックスインセンティブ制度の申請要件に係るガイダンスを更新しました。

2022年4月18日以降にMASに提出される申請から、変更後の要件が適用されます。

事業所の改修・改装に係る費用の所得控除に関する e-Tax Guide

2022年3月23日、IRASは事業所の改修・改装(R&R)に係る費用の所得控除に関するe-Tax Guideを改定しました。これは2021年度予算案にて公表された税制改正内容(納税者が2022税務年度に生じた適格R&R費用の損金算入を3課税年度にわたって行うのではなく、1課税年度で損金算入することを認める)を反映するものです。

トレーディング目的の資産を非トレーディング目的または資本性資産への充当した場合などの e-Tax Guide

2022年4月5日、IRASはトレーディング目的の資産を非トレーディング目的、または資本性資産へ充当する場合や、非トレーディング目的の資産または資本性資産をトレーディング目的の資産へ変換する場合の税務上の取り扱いに関するe-Tax Guideを発出しました。

マレーシア



5月のマレーシア税制アップデート

税務調査フレームワークの改訂

内国歳入庁は2022年4月29日付で、2019年12月に発行された税務調査フレームワークの改訂版を発行しました。本改訂により、一般税務調査(移転価格調査を除く)のペナルティは、法令不遵守が1回目であれば15%、2回目なら30%、3回目以降は45%に変更されました(従来は45%のみ)。なお、法解釈の相違を原因とする更正の場合、ペナルティは課せられません。

オーストラリア [Monthly Tax Update May](#)



オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下について解説しています。

- 総売上高および「連結」に関するATOの見解
- 研究開発優遇税制に関する二者機関による管理体制の税制委員会レビュー
- OECDのコンサルテーションと第1の柱
- 少額輸入品に対する財・サービス税(GST)についての税制委員会レビュー
- ソフトウェアに関する研究開発優遇税制のガイダンス

セミナー情報

各国で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

ASEAN 地域



「新たなビジネスモデルの創造へ:ASEAN 組織再編・再生シリーズ」

第9回 東南アジア主要国における再編にかかる税務上の留意点

配信日時: 2022年5月10日(火)~6月30日(木)

概要: 5月10日より「第9回 東南アジア主要国における再編にかかる税務上の留意点」の配信を開始しました。コロナ禍の2020年~2021年において、日系企業の東南アジア域内における新規企業買収の件数は、コロナ前の水準と比較して減少傾向にありました。

本セッションでは、東南アジア主要国のうち、タイ・マレーシア・インドネシアの3カ国を例に、グループ内の組織再編において実務上頻繁に用いられている手法、およびその税務上の主な留意点について解説します。特に日本の制度との違いや、日本本社が税務上考慮すべき事項に焦点を当てて説明します。また現地で組織再編する場合に加え、日本における組織再編により現地子会社の株主が変更される場合に留意すべき、現地での税務上の論点についても併せて紹介します。

言語: 日本語

登録リンク: [こちら](#)

シンガポール



PwC 共催オンラインセミナー「Alteryx を活用した税務申告作業の自動化と国際税務業務における Alteryx 活用事例のご紹介」

日時: 2021年12月10日(金)より一定期間配信

概要: テクノロジーの活用による業務効率化に焦点を当て、Alteryx社とPwCシンガポールと合同で「Alteryxを用いた税務業務自動化」についてご紹介するオンラインセミナーを配信しています(所要時間:計60分)。

1. PwCシンガポールの税務申告書作成自動化に関する取り組み(概要)
2. Analytic Process Automation(APA)のご紹介およびデモ
3. パネルディスカッション(Alteryx社、PwC税理士法人、PwCシンガポール)

言語: 日本語

登録リンク: [こちら](#)

オーストラリア 「2022/23 年度連邦政府予算案オンラインセミナー」



日時: 2022 年 4 月 21 日(木)

概要: 日本企業に影響のある項目を重点的に、概要を法人税・個人所得税の観点から解説します。

言語: 日本語

視聴リンク: [こちら](#) (2022 年 10 月末まで配信)

オーストラリア法人関連税制の概要および最新トピックについて

日時: 2021 年 10 月 22 日(金)

概要: 法人に関連する税制の概要や最新トピック(ハイブリッドミスマッチルールなど)について、日本企業からよくいただく質問事項に重点をおいて解説します。

言語: 日本語

視聴リンク: [こちら](#) (2022 年 10 月 22 日まで配信)

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者 [神保 真人](#)(税理士法人 パートナー)、[菅原 竜二](#)(PwCインドネシア パートナー)

PwC税理士法人(日本) [神保 真人](#)、[野田 幸嗣](#)(移転価格)、[青木 一憲](#)(金融)

PwCインドネシア [割石 俊介](#)(カンントリーリーダー)、[菅原 竜二](#)(税務争訟および移転価格)、[深澤 直人](#)
問い合わせ先: id_jbd@pwc.com

PwCタイ [魚住 篤志](#)(カンントリーリーダー)、[武部 純](#)、[加藤 夏樹](#)(移転価格)、[木村 洋平](#)
問い合わせ先: th_jbd@pwc.com

PwCベトナム [今井 慎平](#)(カンントリーリーダー)、[小山 誠祐](#)、[小暮 寛之](#)
問い合わせ先: vn_jbn@pwc.com

PwCフィリピン [東城 健太郎](#)(カンントリーリーダー)、[林田 俊哉](#)
問い合わせ先: ph_jbd@pwc.com

PwCマレーシア [杉山 雄一](#)(カンントリーリーダー)、[佐藤 祐司](#)、[本間 稔](#)(移転価格)
問い合わせ先: my_pwc_japandesk@pwc.com

PwCシンガポール [ハワード・オーサワ](#)(ジャパundesk 税務統括)、[田中 文人](#)、[清水 迫 誠](#)(移転価格)、
問い合わせ先: sg_japan_desk_tax@pwc.com

PwCオーストラリア [寺崎 信裕](#)(税務カンントリーリーダー)、[三浦 孝心](#)、[高野 雄大](#)
問い合わせ先: au_japan@pwc.com

→ **バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。**

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界156カ国に及ぶグローバルネットワークに295,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。© 2022 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.